



2022年4月12日

各 位

会 社 名 D C Mホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 COO
石黒 靖規
(コード 3050 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役執行役員 総務・株式・広報管掌
清水 敏光
(TEL 03-5764-5211)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件①」および「定款一部変更の件②」を2022年5月26日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行について

- a. 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等をおこないます。
- b. また、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によりおこなうことができるようになるよう、変更案のとおり定款第42条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- c. その他、規定の新設および削除に伴い、条数の変更をおこなうものであります。
- d. なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- a. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

- b. 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- c. 株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(1) 監査等委員会設置会社への移行について

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
< 新 設 >	(機関の設置)
	<u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。</u>
<u>第 4 条</u> (条文省略)	<u>第 5 条</u> (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>第 5 条</u> (条文省略)	<u>第 6 条</u> (現行どおり)
(自己の株式の取得)	< 削 除 >
<u>第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって同条第 1 項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u>	
第 7 条～第 18 条 (条文省略)	第 7 条～第 18 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="320 129 716 159">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="264 219 539 248">(員数および選任方法)</p> <p data-bbox="264 259 770 329">第19条 当社の取締役は、13名以内とする。</p> <p data-bbox="264 383 461 412">< 新設 ></p> <p data-bbox="316 461 770 530">2. <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="316 658 635 687">3. ~ 4. (条文省略)</p> <p data-bbox="264 745 547 775">第20条 (条文省略)</p> <p data-bbox="264 833 341 862">(任期)</p> <p data-bbox="264 873 764 1025">第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="316 1075 764 1187">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="264 1193 461 1223">< 新設 ></p> <p data-bbox="264 1393 461 1422">< 新設 ></p> <p data-bbox="264 1682 483 1711">(取締役会の設置)</p> <p data-bbox="264 1727 764 1756">第22条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p data-bbox="906 129 1302 159">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="844 219 1118 248">(員数および選任方法)</p> <p data-bbox="844 259 1366 371">第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、13名以内とする。</p> <p data-bbox="906 383 1366 452">2. <u>監査等委員である取締役は7名以内とする。</u></p> <p data-bbox="906 461 1390 651">3. <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p data-bbox="906 658 1270 687">4. ~ 5. (現行どおり)</p> <p data-bbox="844 745 1158 775">第20条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="844 833 920 862">(任期)</p> <p data-bbox="844 873 1366 1064">第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="844 1075 1040 1104">< 削除 ></p> <p data-bbox="879 1193 1366 1384">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="879 1393 1366 1624">3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="844 1682 1040 1711">< 削除 ></p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役および相談役)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p><u>第 25 条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対しその会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 27 条</u> (条文省略)</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(役付取締役および相談役)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会は、その決議により取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会は、その決議により取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>第 24 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役に対しその会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第 26 条</u> (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行 (社法第 399 条の 13 第 5 項に掲げる事項は除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条～第 31 条 （条文省略）</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第 32 条 <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(<u>員数および選任方法</u>)</p> <p>第 33 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>2. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>3. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 30 条～第 31 条 （現行どおり）</p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会を招集するときは、各監査役に対しその会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 40 条 会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>< 削 除 ></p> <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 33 条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対しその会日の 3 日前までに通知を發する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="268 170 459 203">< 新 設 ></p> <p data-bbox="268 555 459 589">< 新 設 ></p> <p data-bbox="392 891 647 925">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="268 987 512 1021"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p data-bbox="268 1039 775 1072"><u>第 41 条</u> 当社は、<u>会計監査人</u>を置く。</p> <p data-bbox="268 1133 679 1167"><u>第 42 条</u>～<u>第 43 条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="284 1227 560 1261">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="268 1272 775 1395"><u>第 44 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="268 1458 547 1491"><u>第 45 条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="408 1552 632 1585">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="268 1646 679 1680"><u>第 46 条</u>～<u>第 47 条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="268 1740 459 1774">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="852 170 1150 203"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p data-bbox="852 219 1366 499"><u>第 34 条</u> <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p data-bbox="852 555 1094 589"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="852 600 1366 835"><u>第 35 条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="979 891 1235 925">第 6 章 会計監査人</p> <p data-bbox="852 987 1046 1021">< 削 除 ></p> <p data-bbox="852 1133 1286 1167"><u>第 36 条</u>～<u>第 37 条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="868 1227 1142 1261">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="852 1272 1366 1395"><u>第 38 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="852 1458 1158 1491"><u>第 39 条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="995 1552 1219 1585">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="852 1646 1286 1680"><u>第 40 条</u>～<u>第 41 条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="852 1740 1206 1774"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p data-bbox="852 1785 1366 2054"><u>第 42 条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="268 123 678 156">第 48 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="268 212 459 246">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="852 123 1292 156">第 43 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="852 212 925 246">(附則)</p> <p data-bbox="852 257 1324 291">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="852 302 1369 728"> <u>第 1 条 当社は、第 16 期定時株主総会において決議された本定款の一部変更の効力発生前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="901 739 1369 1108"> <u>2. 第 16 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。</u> </p>

(2) 株主総会資料の電子提供制度について

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p data-bbox="268 1512 778 1601"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="268 1624 778 1993"> <u>第 15 条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> </p>	<p data-bbox="852 1512 1050 1545">< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
< 新 設 >	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
< 新 設 >	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条</u> 定款第 15 条の変更は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2.</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3.</u> <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

- (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日
- (2) 定款一部変更の効力発生日

2022 年 5 月 26 日(木)
2022 年 5 月 26 日(木)

以 上